

区	分	項	目	大阪北摂霊園 幹線道路2号線舗装道改修工事 特記仕様書						
総	則	摘	要	(適用) 本工事の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか、大阪府都市整備部の「土木請負工事必携」(「土木工事共通仕様書」、「土木工事共通仕様書附則」、「土木工事施工管理基準」及び提出書類様式、各種基準・要綱等をいう。)によるものとし、原則として契約前の入札公告(随意契約による場合は見積り依頼)時における本特記仕様書交付開始日での最新版を適用するものとする。ただし、それ以降に改正等があった場合は、契約期間中に受発注者間で協議の上、必要に応じて最新版の適用に代えるものとする。 なお、土木請負工事必携は以下のホームページに掲載している。 (https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/index.html) (優先順位) 建設工事請負契約書第1条に定める設計図書の優先順位は、①質問回答書(連絡事項登録を含む。)、②特記仕様書、③図面(数量総括表を含む。)、④土木工事共通仕様書附則、⑤土木請負工事必携(④を除く。)とする。 (見積参考資料) 設計図書のほかに提示する見積参考資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札参加者の適正・迅速な見積に供するため参考に示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため、施工方法等工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めること。工事の実施に当たっては、この趣旨を十分に理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意すること。						
	工	期		(工期日数) 工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。 <table><tr><td>①準備期間</td><td>60日間</td></tr><tr><td>②後片付け期間</td><td>20日間</td></tr><tr><td>③雨休率</td><td>1.7</td></tr></table> ただし、工事発注後に抑制期間に変更が生じた場合は監督職員より指示するものとする。	①準備期間	60日間	②後片付け期間	20日間	③雨休率	1.7
①準備期間	60日間									
②後片付け期間	20日間									
③雨休率	1.7									
	週休2日の取組み			【発注者指定型】 受注者は、本工事の実施にあたり、受発注者双方が綿密な工程調整を行うことにより、週休2日(原則、毎週土曜日・日曜日の休暇)を確実に取得できるような施工計画を作成した上で工事に着手しなければならない。 なお、地域住民対応や悪天候等で土曜日・日曜日の施工が必要となった場合は、事前に休日(夜間)作業承諾書を提出し、監督職員の承諾を得ること。 <(共通)週休2日の取得に要する費用の計上> 本工事は週休2日の取得に要する費用を計上しているが、現場閉所率の達成状況に応じて契約変更を行う。						
	受注者相互の協力			(関連工事の調整) 本工事区間に一部重複・接近して、墓石工事予定のため、施工に際しては、施工者にて相互連絡調整を密に行うこと。 また、必要に応じて監督職員と協議するものとする。						
	建設副産物			(特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置) 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。						

区 分 項 目	大阪北摂霊園 幹線道路2号線舗装道改修工事 特記仕様書																																			
	① 分別解体等の方法 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th><th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他 (アスファルト他)</td><td>その他の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table> ※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない ② 再資源化等をする施設の積算上の所在地 <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th><th>所在地</th><th>受入条件</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト塊(切削)</td><td>茨木市大字泉原650番地1</td><td>8時00分 ～17時00分</td><td></td></tr> <tr> <td>アスファルト塊(掘削)</td><td>茨木市大字泉原650番地1</td><td>8時00分 ～17時00分</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※上記②については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場 条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。	工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他 (アスファルト他)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	特定建設資材 廃棄物の種類	所在地	受入条件	摘要	アスファルト塊(切削)	茨木市大字泉原650番地1	8時00分 ～17時00分		アスファルト塊(掘削)	茨木市大字泉原650番地1	8時00分 ～17時00分	
工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																																	
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
	②土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
	⑥その他 (アスファルト他)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																	
特定建設資材 廃棄物の種類	所在地	受入条件	摘要																																	
アスファルト塊(切削)	茨木市大字泉原650番地1	8時00分 ～17時00分																																		
アスファルト塊(掘削)	茨木市大字泉原650番地1	8時00分 ～17時00分																																		
施 工 管 理	(試験・規格値) 本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとす 品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。 (段階確認) 基層の打設が完了したとき、出来形図面を作成の上、監督職員による現地確認を行うこととする。 その他、必要に応じて段階確認を行うこととする。																																			
交 通 安 全 管 理	(保安施設) 本工事で使用する保安施設については、「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとする。なお、 保安施設標準様式図7-⑦の表示内容は以下を記入するものとする。 〔表示内容〕 この工事は、舗装路面の破損や不陸を解消し、平坦で快適な道路とする ための修繕工事を行っています。 (交通誘導警備員の配置について) 交通誘導警備員の配置条件については、下表のとおりとし、道路管理者及び所轄警察署の打合せの 結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対 象とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th><th>配 置 場 所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編 成</th><th>交 代 要 員</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全工種</td><td>全区間</td><td>24人</td><td>交通誘導警備員B</td><td>有り</td><td>昼間</td></tr> </tbody> </table> ※「高速自動車国道」、「自動車専用道路」及び「都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めた認定 道路」において、警備業者による交通誘導警備業務を行う場合、交通誘導警備業務検定[1級又は2級]の合格証明証の交付を受 けた警備員の配置が必要となる。なお、交通誘導警備員A,Bの定義は以下のとおり。 ・交通誘導警備員A: 警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で交通誘導警備業務(警備員等の検 定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員 又は2級検定合格警備員。 ・交通誘導警備員B: 警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。	工 種	配 置 場 所	交通誘導警備員	編 成	交 代 要 員	備 考	全工種	全区間	24人	交通誘導警備員B	有り	昼間																							
工 種	配 置 場 所	交通誘導警備員	編 成	交 代 要 員	備 考																															
全工種	全区間	24人	交通誘導警備員B	有り	昼間																															
材 料	工事材料の品質・ 検 査 (確 認) (品質証明書等) 受注者は、工事に使用する材料のうち土木工事施工管理基準 品質管理基準及び規格値に示す材料 の他に、監督職員の指示した材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認し た資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 工事材料については、施工計画書に材料名、品質、規格等を記載するものとする。																																			

区分	項目	大阪北摂霊園 幹線道路2号線舗装道改修工事 特記仕様書
その他		※受注後現地測量を実施し、計画縦横断勾配を作成し監督職員と確認すること。 ・積算数量と差異がある場合は、変更協議の対象とします。 ・施工時は、墓参者、墓参車両等に対し十分配慮し、安全に施工すること。 ・土曜日、日曜日、祝日の作業は原則禁止する。 ただし緊急時等でやむを得ない場合は、監督職員と協議すること。 ・霊園内には、路線バスが運行しているので、通行の妨げにならないよう注意すること。 ・工事は墓石に面した箇所で実施するので、施工時の埃や振動には、十分気を付け作業すること。 また、乳剤散布時に乳剤が飛散し墓石等に付着しないように養生等を行い作業すること。 (墓石等へ汚れの付着、傷、損傷には気を付けること) ・作業時間については、当霊園閉園時間前の午後4時45分には退園すること。 (作業時間については、監督職員と協議すること。) ・施工を行う日は作業開始前及び作業終了後に霊園管理事務所において、園内入園管理台帳に記入を行うこと。 ・原則、路盤での開放を禁止とする。ただし、閉園後から翌日の開園時間までの間においては路盤の状態で開放してもよい。霊園の管理者との調整があるため、事前に施工日時、計画について監督職員に確認をとること。 ・使用するタックコートはゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を想定している。 ・工事は、本特記仕様書によるものの他、監督職員の指示により施工するものとする。